

2020年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：五島振興局

2021年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	五島振興局	建設部 河港課	2020年 9月14日	相の浦港海岸災害応急工事（阿古木護岸E）	7,203,900	五島市三尾野三丁目6番3号 株式会社 才津組 代表取締役 戸田 博之	本工事は令和2年9月2日に来襲した台風9号により相の浦港海岸阿古木護岸が被災し背後の道路の一部が崩壊したことにより、住民の生活に支障をきたしていることから、災害復旧を行うまでの間、これ以上増破させないために応急工事をする必要はある。以上のことから、災害支援協定に基づき、現地状況に精通し緊急対応が可能な左記のものとする。	第167条の2第1項 第5号
2	五島振興局	建設部 河港課	2020年 9月17日	相の浦港海岸県単調査業務委託（護岸災害復旧設計業務委託）	6,160,000	長崎市栄町5番5号 株式会社 三洋コンサルタント ト 長崎支店 支店長 津曲 兼嗣	本業務は令和2年9月2日に来襲した台風9号により相の浦港海岸阿古木護岸が被災し背後の道路の一部が崩壊したことにより、住民の生活に支障をきたしていることから、災害復旧を行うにあたり、基本設計及び実施設計を起工するものであり過去に近接施設で波浪推算など設計業務を行い、現地状況に精通し緊急対応が可能な左記のものとする。	第167条の2第1項 第5号
3	五島振興局	建設部 河港課	2020年 9月18日	相の浦港海岸県単調査業務委託（護岸災害復旧測量）	3,559,600	五島市木場町275•6 光栄測量設計株式会社 代表取締役 平田 光昭	令和2年9月2日に来襲した台風9号により五島市奈留町船廻阿古木で護岸が崩壊し、土砂などが吸出された。また、護岸背後の市道も一部崩壊し交通規制を行っている。今後災害復旧事業を国へ申請するため、その準備を行う必要があるが、被災から災害申請までに約2ヶ月しかなく、早急に災害箇所の設計及び査定設計書の作成をしなければならない。以上のことから、災害支援協定を五島管内で唯一結んでおり過去に近隣施設で測量業務を行い現地状況に精通し緊急対応が可能である左記のものとする。	第167条の2第1項 第5号
4	五島振興局	建設部 河港課	2020年 10月1日	2五漁単災第5号 奈留漁港災害復旧工事（A浮棧橋）	17,820,000	五島市東浜町1-20-13 （株）今村組 代表取締役 今村 音博	令和2年9月2日に来襲した台風9号（最大瞬間風速36.2m/s）により、奈留町浦のA浮棧橋が被災し、使用禁止としている。そして緊急的に委託した連絡橋支承や浮体屋根支柱の損傷箇所等の詳細調査結果の結果、これらの更新が必要であり、安全性が確保出来ていないことを改めて確認した。その後、損傷部材の復旧方法の検討を開始したが、9月末までの日数を要している。 損傷した部材の製作には、1ヶ月以上の期間を要することから、破断した材料の製作を含め発注することにより、最短での11月の着手が可能となる。しかし11月中に作業船が手配できる業者は1者しかおらず、その1者も他の工事を多数抱えていることから、優先的な対応を要請する必要も生じ、1者随契が必要であると判断する。 また、当該施設は、流通拠点漁港の荷捌所前面の水揚用浮棧橋であり、奈留島の基幹産業である漁業活動に欠かせない施設であり、早期の復旧が必要である。災害支援協定に基づき作業船や作業員が確保できる左記のものとして随意契約するものである。	第167条の2第1項 第5号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
5	五島振興局	建設部 河港課	2021年 3月26日	2 債五通砂第1 - 9号 琴石川通常砂防工事外(監督補助業務委託)	18,590,000	大村市池田2丁目131番 3 公益財団法人 長崎県建設技 術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承認伺い等について設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合には、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務であるため、工事の施工や管理に関する高い技術力が求められる。 。(公財)長崎県建設技術研究センターは、良質な社会資本整備に関する発注者支援等を目的に設立された公益財団法人であり、監督補助業務の経験が豊富で、現場での問題等に対し技術的考察や提案等を的確に行うための専門的なノウハウを有している。 また、離島においては民間コンサルタントの数が極めて少なく、施工管理等の実績も無いため、競争性や技術力の観点から民間への発注は不可能である。このため、(公財)長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
6	五島振興局	建設部 管理・用地課	2021年 3月31日	港湾緑地(福江港、玉ノ浦港、富江港)管理運営業務委託	5,348,710	五島市福江町1-1 五島市 五島市長 野口 市太郎	五島市は「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「福江港、玉ノ浦港、富江港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地の管理を五島市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること。また、五島市に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができる。	第167条の2第1項 第2号
7	五島振興局	建設部 管理・用地課	2021年 3月31日	漁港環境整備施設等管理運営業務委託	2,592,960	五島市福江町1-1 五島市 五島市長 野口 市太郎	五島市は「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の漁港施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「荒川、三井築、崎山漁港の各環境整備施設等」は、これらの漁港施設に隣接しており、施設の管理を五島市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること。また、五島市に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができる。	第167条の2第1項 第2号
8	五島振興局	建設部 道路課	2020年 5月14日	2 五道緑第1号 一般国道384号外4線道路緑化維持業務委託	15,180,000	五島市福江町1番1号 五島市 五島市長 野口 市太郎	一般国道384号外4線の道路機能や景観等、良好な道路環境を利用者並びに沿岸住民に提供することを目的とし、県、市が管理している植樹帯の統一的な維持管理を行うため五島市に委託するものである。 また、市道管理者である五島市では「道路美化事業」が推進されており、県事業を効率的に実施できる体制が整っていることから、四季をとおして継続した維持管理を実施することができる。 以上のことから、五島市以外に当該業務を委託できる相手がいない。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2020年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：五島振興局

2021年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9	五島振興局	建設部 道路課	2020年 8月27日	2 五道景第1 8号 一般県道柗島線道路維持管理委託(除草工)	1,213,523	五島市三尾野町1丁目7-1 公益社団法人 五島市シルバ ー人材センター 理事長 野口 助好	<ul style="list-style-type: none"> ・地元住民が道路の状況を直接知る機会が増加するため、道路の維持管理の面から住民の視点での監視、管理が期待でき、道路愛護の精神が醸成される。 ・県では、高齢者の雇用の安定を図るため、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」及び同法律第41条第2項に規定するシルバー人材センターの積極的な活用について、「シルバー人材センターの活用について(お願い)」平成29年9月8日)通知により推進しており、この方針に則ったもの。 ・当路線における除草工については、例年入札不調が相次いでおり、民間業者による除草作業が困難な状況である。 	第167条の2第1項 第2号
10	五島振興局	建設部 道路課	2020年 8月27日	2 五道景第1 7号 一般県道奈留島線道路維持管理委託(除草工)	1,363,320	五島市三尾野町1丁目7-1 公益社団法人 五島市シルバ ー人材センター 理事長 野口 助好	<ul style="list-style-type: none"> ・地元住民が道路の状況を直接知る機会が増加するため、道路の維持管理の面から住民の視点での監視、管理が期待でき、道路愛護の精神が醸成される。 ・県では、高齢者の雇用の安定を図るため、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」及び同法律第41条第2項に規定するシルバー人材センターの積極的な活用について、「シルバー人材センターの活用について(お願い)」平成29年9月8日)通知により推進しており、この方針に則ったもの。 ・当路線における除草工については、例年入札不調が相次いでおり、民間業者による除草作業が困難な状況である。 	第167条の2第1項 第2号
11	五島振興局	建設部 道路課	2020年 9月4日	2 五道維第9 0号 一般県道奈留島線道路維持補修工事	4,488,000	五島市三尾野3-6-3 株式会社 才津組 代表取締役 戸田 博之	<p>令和2年9月2日～3日にかけて、台風9号により発生した高潮により、奈留島の重要幹線である一般県道奈留島線(五島市奈留町大串)で護岸が崩壊し、道路幅員の規制をしている。</p> <p>また、今後、台風により被災した護岸がさらに増破することで大串地区が分断される恐れがある。そのため、大型土のうと盛土による仮復旧工事を早急に行う必要がある。</p> <p>奈留島に常駐しており、この工事を迅速に行うことができる才津組に依頼する。</p>	第167条の2第1項 第5号
12	五島振興局	建設部 福江空港管理事務所	2021年 3月10日	水成膜泡消火薬剤の購入(化学消防車用)	2,310,000	東京都千代田区神田神保町3 丁目7番1号 第一化成産業株式会社 代表取締役社長 加藤 省 三	<p>今年度配備した化学消防車において下記薬剤が搭載されているが、航空局が定める整備基準で、消防車両の積載される量の2倍量を空港内に備蓄するものとされている。</p> <p>当該薬剤を国内で製造販売している業者は第一化成産業株式会社のみである。</p> <p>上記のことから、当該業者以外では納入ができないものであるため一者随意契約としたい。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2020年 6月1日	2農整第108号 鑑瀬地区換地業務委託	8,811,700	五島市福江町1-1 鑑瀬土地改良区 理事長 山口 茂明	<ul style="list-style-type: none"> ・「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条により、換地業務の委託先は市町、土地改良区、その他知事が特別に定めた者となっている。 ・土地改良区に委託することで機密の保持ができる。 ・換地業務は地元の事情に精通し、専門知識を必要とする。 	第167条の2第1項 第2号
14	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2020年 7月14日	2農整第110号 久賀地区（大開工区）換地業務委託	2,623,500	五島市福江町1-1 五島市 五島市長 野口 市太郎	<ul style="list-style-type: none"> ・「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条により、換地業務の委託先は市町、土地改良区、その他知事が特別に定めた者となっている。 ・土地改良区に委託することで機密の保持ができる。 ・換地業務は地元の事情に精通し、専門知識を必要とする。 	第167条の2第1項 第2号
15	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2020年 8月17日	2農整第111号 寺脇地区ほ場整備実施設計業務委託	25,542,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合 会 古川 隆三郎	<p>本業務は、換地業務と連携した、ほ場の区劃・道排水路の配置計画作成、最適なほ場計画標高・土量運土計画に基づく施工平面図作成、道・排水路の縦横断計画及び縦横断図作成、工事発注が可能な、工区毎の土量計算・工事数量の集計表及び、積算参考資料作成を行うものである。</p> <p>したがって、本業務に必要な精度の高い土量計算システムを保有・活用できる者であり、県と同じ積算システムの使用許諾を保有して作成資料の守秘義務が確保できる者であり、本業務と密接な関係にあり並行して実施される換地業務に精通している者は長崎県土地改良事業団体連合会のみであるため。</p>	第167条の2第1項 第2号
16	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2020年 9月17日	2農整第114号 久賀地区補助監督業務委託	2,673,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	<p>業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理（他の建設業者への情報漏えい防止）も必要である。</p> <p>このため、九州農政局及び九州各県で構成する九州地方協議会が設けた「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」において本県で唯一認定された団体である長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定する。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
17	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2020年 10月29日	2農整第116号 富江・日の出地区基本設計業務委託	3,652,000	長崎市大黒町9番7号 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	長崎県土地改良事業団体連合会（以下、「土改連」という。）は21市町及び103土地改良区等を会員とする公益法人で、土地改良換地土を保有し換地業務に精通した団体である。 換地を伴うほ場整備事業や畑総事業等（以下、「面工事業」という。）は受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって土改連の支援を得ている。 本業務（面工事業の調査、測量、設計）は、換地計画表裏一体の関係にあり切り離せない作業であること。加えて、傾斜地で複雑な地形を有する本県の区画整理実施設計においては精度の高い土量計算が必要であるが、県内では土改連を除いて精度の高い土量計算システムを保有しているものがないため、土改連を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
18	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2020年 12月9日	令和2年度富江・日の出地区換地業務委託	1,485,000	五島市富江町13番7号 富江土地改良区 理事長 中島 正光	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認められた者に特定されている。 土地改良区は土地改良事業を行うための団体として土地改良法により特別に設立を認められており、市町と比べ換地計画等事務を行うにあたり受益者の事情に精通している。 また、所有権や担保物件等の諸権利に係る調整業務を継続して行う必要があり、土地改良区が設立されていない場合を除いて、当事者である農業者（土地改良区）に換地業務全体を委託する以外にないため、土地改良区を契約相手とした。	第167条の2第1項 第2号
19	五島振興局	農林水産部 林務課	2020年 6月23日	令和2年度南部憩坂線森林管理道開設工事立木等補償業務（寺脇工区）	3,492,971	五島市福江町1-1 五島市 市長 野口 市太郎	・当業務は「林道事業に関する損失補償事務取扱」（平成6年1月6日付 5林第663号）に基づき委託契約を行うものである。 ・事務取扱2 県営林道の補償事務において、（1）県は立木補償業務を市町に委託すると定めている。	第167条の2第1項 第2号
20	五島振興局	農林水産部 林務課	2020年 6月25日	令和2年度南部憩坂線森林管理道開設工事立木等補償業務（憩坂工区）	2,092,779	五島市福江町1-1 五島市 市長 野口 市太郎	・当業務は「林道事業に関する損失補償事務取扱」（平成6年1月6日付 5林第663号）に基づき委託契約を行うものである。 ・事務取扱2 県営林道の補償事務において、（1）県は立木補償業務を市町に委託すると定めている。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	五島振興局	保健部 衛生環境課	2021年 3月29日	令和2年度犬捕獲抑留等業務委託	2,340,800	非公開	<p>平成25年度から平成28年度の契約について一般競争入札を行ったが、1者応札が続いている。平成28年度には、入札参加資格を「犬の捕獲業務に携わった経験年数が1年以上の熟練した作業員がいる者」のみとしたが、1者応札となった。</p> <p>当業務は、犬の捕獲抑留、殺処分並びに焼却処分という特異な性質をもった業務であり、業務に関して、地域の状況に精通し、信頼できる者に委託する必要がある。</p> <p>当人（契約の相手方）は、地域、地形及び犬猫の習性等を熟知しており、経験豊富で技術性も高い。また、当業務は、地域住民とのトラブルも少なくないが、対人への対応力もあり、最も信頼できる者である。</p> <p>当業務は、狂犬病予防法に基づき、県知事から狂犬病予防技術員の指定を受けた者へ委託することになっていること、また、上記のような特殊性・困難性から、競争入札による契約は、委託目的が十分に達成されない恐れがあるため適しないと判断した。</p>	第167条の2第1項 第2号
22	五島振興局	上五島支所 管理・用地課	2020年 4月1日	令和2年度漁港環境及び海岸環境整備施設管理業務委託	1,368,750	南松浦郡新上五島町青方郷1 585-1 新上五島町 新上五島町長 江上 悦生	<p>全管理対策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港管理者は、漁港の適正な維持管理を行う責めに任じられている。 ・管理瑕疵が無いとするためには、構造、用途、場所、利用状況等の諸条件を総合し、通常予想される危険が防止できる程度の措置が必要である。 ・施設の設置又は管理の瑕疵による事故の発生を防ぐためには、維持補修工事の物的補完と、使用規制等の人的補完の両面の措置により安全の確保を図る必要がある。 <p>以上により、上記施設は、直営で管理すべきであるが、行政責任がある市町に委託することでその維持管理の適正化を図ることができるため。</p>	第167条の2第1項 第2号
23	五島振興局	上五島支所 管理・用地課	2021年 3月26日	令和3年度公園・緑地・海岸飛沫防止帯等維持管理業務委託	2,383,596	南松浦郡新上五島町青方郷1 585-1 新上五島町 新上五島町長 石田 信明	<p>新上五島町は、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「若松港若松みなど公園、青方港藻緑公園及び有川港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地等の管理を新上五島町が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること、また新上五島町に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができること、以上の理由により、新上五島町と随意契約を行うものである。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
24	五島振興局	上五島支所 建設課 河港班	2020年 10月7日	小瀬良港物揚場(-2.0m)災害復旧工事(設計業務委託)	3,740,000	長崎市栄町5番5号 株式会社 三洋コンサルタン ト 長崎支店 支店長 津曲 兼嗣	令和2年度台風9号の暴風・波浪によって、小瀬良港の物揚場(-2.0m)が被災を受けている。被災当初は原形復旧を行う予定であったが、復旧工法について関係機関と事前協議を行った結果、当該施設がH30年、R1年、R2年と近年連続して被災していることから、改良復旧を検討した方が望ましいとの結論に至った。よって、災害復旧工事を行うに先立ち、復旧内容を決定するための設計業務委託を起工する。なお、当該業務委託は当初設計の思想を十分に理解した上で、今回の被災原因を特定し、再度災害防止のための改良復旧断面の検討を緊急に行う必要があることから、当該施設の当初設計を行っている業者と1者随意契約を行った。	第167条の2第1項 第5号
25	五島振興局	上五島支所 建設課河港班	2020年 12月21日	新港川(口)砂防調査(積算技術業務委託)	1,320,000	大村市池田二丁目1311番 3 公益財団法人 長崎県建設技 術研究センター 理事長 田村 孝義	本業務は、工事の適切な発注を確保するために必要な、設計図書及び積算関係資料を作成するものであり、受注者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、県の積算システムを使用できる唯一の者である公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
26	五島振興局	上五島支所 建設課道路班	2020年 12月21日	主要地方道有川新魚目線道路改良工事(積算技術業務委託)	4,510,000	大村市池田二丁目1311番 3 公益財団法人 長崎県建設技 術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
27	五島振興局	上五島支所 総務課	2020年 4月1日	令和2年度ガソリン単価契約	単価契約 @ 167.00	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	<p>平成30年6月議会で決議された「入札制度等県の発注方式の改善に関する決議の特例措置に関する決議（「公用車の燃料調達にかかる契約方法の見直し」について）を受け、平成31年1月25日に本庁随意契約適正化推進協議会において「『公用車の燃料調達にかかる契約方法の見直し基準』に基づき、円滑な燃料調達ができるか 経済的合理性に反しないか 公正性に反しないかの3つの要件を満たしていれば、長崎県石油協同組合と一者随意契約を行う」という決定がなされた。</p> <p>この決定を受け、上五島支所において検討を行った結果、下記のとおり全ての要件を満たしていることから、長崎県石油協同組合と一者随意契約を行うこととした。</p> <p>円滑な燃料調達</p> <ul style="list-style-type: none"> 石油協同組合に加入している給油所は、新上五島町内（旧5町全域）に19か所あり、質・量ともに安定した燃料供給が可能である。 経済合理性 H30年度までは契約した有川地区の給油所1店舗のみでしか給油ができなかったが、今後は新上五島町全域で給油が可能となり利便性が向上する。 当該契約は石油供給網の強靱化に寄与し、災害時・緊急時の安定供給に資することができる。 組合は官公需適格組合であり、中小企業振興、地元優先調達に配慮されている。 これまでの予定価格積算方法（有川地区の物品登録業者5者からの聞き取り）と、石油協同組合と一者随意契約する場合の予定価格の積算方法（旧5町の組合員1者ずつからの聞き取り）を比較しても、金額に差がほとんどなく適正な価格で契約が可能である。 <p>公正性</p> <ul style="list-style-type: none"> 県の物品登録業者が新上五島町内に7者いるが、すべて石油協同組合に加入していることから、当該業者が受注機会を失うことにはならない。 	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。